



2025年6月13日に開催された

2025年度定時評議員会（続会のため前半）の概要をお知らせします。

<決議事項>

●第15期（2024年度）計算書類等の承認の件

・監事より、以下の通り監事監査報告がなされた。

■監査内容

- ①事業報告書は、定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。
- ②会計帳簿は、公益法人会計基準に従い、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認める。
- ③計算書類は、定款に従い、正味財産の増減及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
- ④第三者委員会作成の調査報告書指摘にかかる部分を除き、理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。
監事監査の時点では、第三者委員会の調査報告は受けていなかった。

・國分専務理事より決算概要について以下の内容で説明があった。

■決算概要

収入（営業外収入を含む）：2,718百万円（前年3,527百万円／前年比△23%、予算2,105百万円／予算比+29%）

支出（営業外損失を含む）：2,783百万円（前年3,831百万円／前年比△27%、予算2,625百万円／予算比+6%）

税引前損益：▲65百万円（前年▲304百万円／前年比+82%、予算▲519百万円／予算比+87%）

税引後損益：▲102百万円（収益が黒字の為、法人税が37百万円発生）

※今年度は、375百万円の特定積立金を取り崩されたため、最終的には約290百万円の黒字となった。

■特定費用準備資金の積み立てについて

公益法人として満たす必要のある財務3基準のうち「収支相償（公益目的事業が黒字でないこと）」について、24年度は事業が黒字だったため解消する必要がある。決算を受けて計算した結果、公益事業が最終的に約2億9,000万円の黒字となったため、3億円の特定費用準備資金の積み立てを実施してこの点を解消する。

【決裁事項】

提案のとおり、24年度決算内容について承認された。



※詳細は JVA ホームページでご確認ください
[2024-2025financial_statements-1.pdf](#)

●定款の変更案について

- ・現在の定款が公益財団法人移行時のテンプレートに沿って作成されたため、個別具体的なことが記載されている部分があり、頻繁に変更が想定される。そのため、変更が必要な箇所の改定に合わせ、具体的な内容を規程に移譲する等の変更を行いたい。
- ・定款変更となるため出席評議員の3分の2以上の賛成が必要となる。

【主な変更内容】

- ・第4条：JSPO の名称を変更（日本体育協会→日本スポーツ協会）
- ・第10条：評議員会で必ず承認を受ける書類を法定の内容に揃える
※明細書は、運用上で、説明のために必要であれば提出する。
- ・第14条：評議員は使用人も兼務不可のため、誤解が生じないよう追記
- ・第15条：事務局長が理事でなくなるため、選定委員を事務局長に指定
議長に関する記載を一か所に集約（第23条に集約）
- ・第17条：報酬の支払い方を評議員会内で協議いただいているため変更の度に定款改定とならないよう、役員に合わせる形で「支給することができる」と変更
- ・第28条：議事録作成者の記載は必須のため、記載漏れのないよう追記
- ・第29条：専務理事を置くこととなったため、記載を修正
- ・第30条：監事も事業を執行する立場に就けないため、誤解が生じないよう追記
- ・第37条：現状、無限責任となってしまうため、責任の免除または限定を追記
- ・第9章：具体的な内容を削除（今後、規程に移譲）
- ・第12章：同上

【決裁事項】

提案のとおり、定款の変更案について承認された。

※詳細は JVA ホームページでご確認ください
[JVA_定款](#)

●理事選任の件について

- ・選定委員会開催時には、帰化に関する事案が明らかになっておらず、報道もされていなかった。そのため選定委員会では、推薦した19名の候補者について、帰化事案に関与していないことを確認していない。
- ・選定委員会で関与有無を確認していないとなると、候補者一覧に瑕疵があると判断せざるを得ない。そのため、評議員会としては受けられないことから差し戻しとしたい。



【決裁事項】

候補者一覧に瑕疵があるとの判断に至り、理事会に差し戻すこととなった。

●役員報酬総額の上限引き上げについて

- 現在の役員報酬総額限度額が 2023 年 8 月 23 日に当時の評議員会で 5,817 万円と承認されたもの。ただし、当時から専務理事が常設となったこと、評価制度の導入、今後の会議回数の増加など状況が変化したことに伴い、当時承認を得た報酬総額限度を超えることが想定される。そのため、報酬総額限度額を変更する提案を行いたい。

【役員報酬総額の内容】

- ① 常勤役員報酬総額 : 7,194 万円
会長+専務理事+業務執行理事 3 名 = 6,540 万円
評価加算による最大 10% = 654 万円
 - ② 非常勤役員報酬総額 : 434.5 万円
 - ・主要会議 : 274.5 万円
 - ・重要会議 : 52 万円
 - ・その他 : 108 万円
- ① + ② = 7,628.5 万円

- 上記の役員報酬総額の内容から今後の物価高騰や会議回数の上昇を考慮して役員報酬限度額を 8,000 万円とする。

【決裁事項】

提案のとおり、役員報酬総額の変更案について承認された。

●役員報酬規程の改定について

- 役員報酬規程が現在の運用に合致していない部分を変更することが提案の主旨。主な変更内容は以下のとおり。

【主な変更内容】

- ・第 2 条：常勤役員の定義の明確化
- ・第 5 条：常勤役員と非常勤役員の報酬の支給について運用に合わせた記載に変更
- ・第 14 条：削除（規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める）
- ・その他：表記の統一（この法人→本協会、又は→または）

【決裁事項】

提案のとおり、役員報酬規程案について承認された。

<報告事項>



●第15期（2024年度）事業報告の件

- ・24年度が終了したため、事業計画にあげた各事業の結果について振り返りを行った。
- ・各グループの事業活動の実績報告をもとに、「重点実施項目に対する取り組みの概要」および「24年度の課題と今後の目標」を取り纏めている。
- ・基本方針と重点実施5項目の中で、特に重点実施項目の(5)「多くのステークホルダーから信頼感と期待感を寄せられる透明で誠実な組織運営を自らが実施し、また加盟団体にも波及させていくことで、競技発展に資する組織体制を整える。」ことについては、今年度業務の進め方における不適切な点が見受けられたため、外部の弁護士による事実確認を行う事態が発生しており、改めて組織体で動く意識強化が必要であるとの指摘を受けている。
この経緯も含めてしっかりと受け止め、ガバナンス・コンプライアンス・インテグリティの観点から新たなJVA組織の強化を大きな課題に掲げ、新役員および事務局全体として取り組んでいきたい。

※詳細はJVAホームページでご確認ください

[2024-2025workreport.pdf](#)

●第三者委員会の調査報告を受けて対応施策報告

第三者委員会の調査報告書をもとに、コンプライアンス事案による第三者委員会の発足経緯、帰化申請対応の過程、FoO（所属国協会）に関するFIVBレギュレーション変更の見落としの事実、事実発覚後から現在までの帰化支援に至るまでの一連の経緯説明がなされた。

4月25日の理事会では、第三者委員会からは時系列の事実の把握と課題について理事会に報告があった。理事会としては「①時系列的に発生した事実の把握」、「②そこにどのような問題があったのかという分析」、「③今後とるべき対応について」を整理する必要があるとあり、課題に対して、どう改善していくかを検討するためのワーキンググループが立ち上がった。ワーキンググループでは、膨大な報告書から時系列や指摘・課題を整理し、問題分析を行い、今後とるべき対策案を作成した。5月26日の理事会では、対策案に基づき改善を図っていくことが承認された。

【問題への対応】

- ①帰化の活動は距離を置くべきとコメントもあったが、JVA全体として業務に対しての情報共有ができていないことも指摘にあった。今回業務執行理事会は規程の変更とあわせ、事務局も入れて充実と改善を図った。一方、SDミーティング（旧本部長会議）についても現状活用できていない。その為、規程を作成することで会議体の位置づけを決めて何をそこで議論してどう共有するのか決める。指摘を受け色々な活動があるが、活動については個別にやるのではなく、業務執行理事会で決定した後、目的や進捗をSDミーティングやチームダイレクター間で共有を図っていく。ただしこれについては範囲が事象によって異なるのでしっかりと判断していきたい。正確に共有する範囲を認識した上で横串を入れながら協会全体として対応にあたっていける体制とする。
- ②国際渉外は、一度組織を無くして今年から再度復活したが、全ての業務が網羅できていない。そのた



め、完全な体制が整っていない。指摘の中には、「国際渉外を担当するチームがあるが、FIVB・AVCの理事会でのレギュレーション変更等の決議事項を全て把握して協会内に周知することができていない。そこをしっかりと業務分担に入れるべき」とされている。現状、その業務に対しては不足している部分であり、人員的な部分では現在2名で国際渉外チームは業務を行っているので、人員手当を含めた改善を図っていく。また、国際に関わる業務を原点に返って洗い出し、誰が担当なのか、どう共有するのかを明確にしていく。

- ③文書管理は、現在規程が存在しない。そのため、規程に基づいた文書の考え方・発簡番号管理・発信者の明示等が徹底されていない。前回のJVAでの不祥事も文書発信によって起こった。そこを踏まえても文書管理体制は徹底しなければいけなかった。それを明示した文書管理規程を今後整備していくことを考えている。
- ④ガバナンスの体制強化は、危機管理意識の向上が必要と指摘があった。これについて改めてガバナンス・インテグリティ・コンプライアンスについて研修を含め対策を打つ。内部通報制度の点検も行っていく。帰化申請について一定の距離を置くことが正しかったかもしれないが、その判断ができるような組織としての体制を整えていきたい。JAPAN バレーボール WAY という宣誓をJVAは掲げているので、それに対して共感・実践していくことでガバナンス・インテグリティ・コンプライアンスに繋がる部分があると考え、しっかりと有効活用していきたい。
- ⑤現在職員に対する懲戒に対する規程が無い。ただ、就業規則に懲戒が定義されていて、全てコンプライアンス委員会にあげるようなルールになっている。民間企業は、懲戒委員会をつくって内部の職員は制度を適用していることから、懲罰制度の整備に加え、コンプライアンス委員会をどのように活用するのかなど再度明確にしたい。

ここで今後のスケジュールについて確認がとられた。本日決議が見送りとなった理事選任の件は、理事会でコンプライアンス事案の処分決定、理事候補者の関与についての確認および理事候補者選定委員会で改めて選定を行った上で、改めて評議員会に提案して欲しいとの要望がだされた。

また、当初予定していた、「理事選任決議」および「理事の任期満了報告」が終了していないことから、評議員全員の同意を経て、本定時評議員会を続行扱いとし、ここで一時中断することが決定した。加えて、定時評議員会の続行開催日は、事務局からの日程調整の上、議長に一任することとなった。

以上